

<毎年1月26日は「文化財防火デー」です>

平成26年1月30日

毎年1月26日は「文化財防火デー」です。

「文化財防火デー」は、昭和24年1月26日に法隆寺(奈良県斑鳩町)の金堂壁画が火災により焼損したことを教訓とするもので、文化財を災害から守るため、全国的に防火運動を展開するものです。昭和30年に制定され、今年は60回目となりました。

「文化財防火デー」にあわせて、本市でも1月24日(金)に市内各所にある文化財の防火査察を、また1月26日(日)には国指定名勝「会津松平氏庭園」(御薬園)にて、火災防ぎょ訓練を実施しました。

〔防火査察〕

会津若松消防署の協力により、市内にある文化財指定建造物の防火設備の点検などを実施しました。

いずれも異常はなく、今後も維持管理に努めていただくよう、管理者・所有者へ伝えられました。

〔火災防ぎょ訓練〕

花春町の会津松平氏庭園(御薬園)にて、1月26日(日)午前9時30分より実施しました。

園内の建物「御茶屋御殿」より出火し、隣接する建物「重陽閣」に延焼する恐れがあるとの想定のもと、初期消火訓練や避難訓練、放水訓練などを実施しました。

ご協力をいただいた、文化財の所有者、管理者及び会津若松消防署、会津若松消防団など関係各位には改めて御礼申し上げます。

また文化財を将来にわたり守り伝えていくため、市民の皆さんには文化財保護へのご協力をお願いいたします。

1月26日は
“文化財防火デー”です
みんなで守る
ふるさとの文化財



(写真提供 相馬市教育委員会) (写真提供 田村市教育委員会)

昭和24年1月26日、法隆寺金堂から出火し、壁画が焼損しました。

このことをきっかけに昭和25年に文化財保護法が制定され、昭和30年に文化財防火デーが定められ、以来、この日を中心に全国各地で文化財防火運動が展開されております。

近年でも文化財が火災により焼失する事例が全国的に見られます。

文化財を未来に伝えていくために、県民の皆様には、文化財を管理する方々とともに、文化財保護への御協力をお願いいたします。

福島県教育委員会・市町村教育委員会

文化財防火デーチラシ